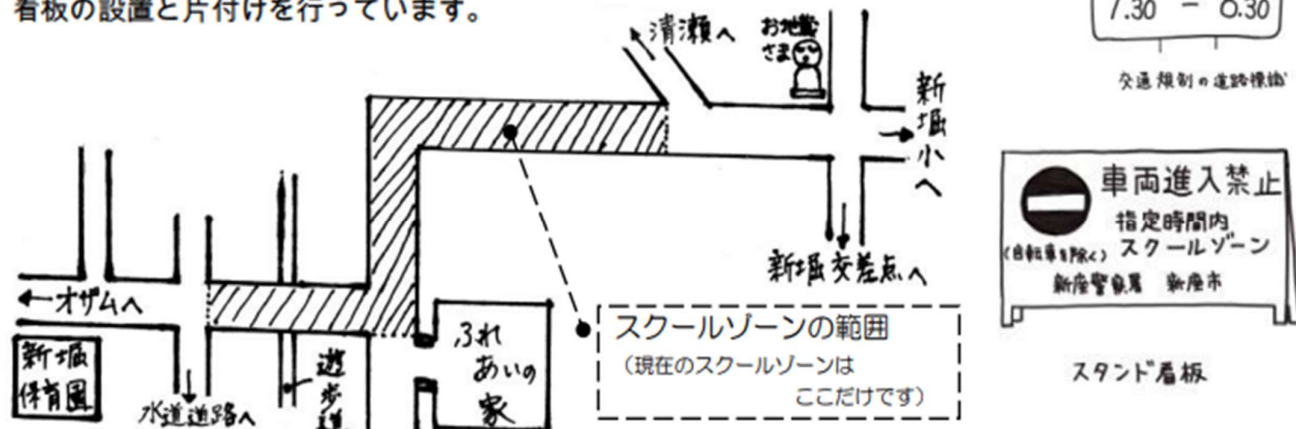


～知っていますか？スクールゾーンのきまり～

新堀小のスクールゾーンは？

現在、新堀小の通学路では、2丁目ふれあいの家付近～地藏手前の分かれ道まで（下図参照）がスクールゾーンに設定されています。

土・日・休日を除く朝 7:30～8:30 の 60 分間は車両（自転車を除く）の進入が禁止されており、その時間帯に合わせて交通指導員さんとスクールメールで募集する有志の保護者が看板の設置と片付けを行っています。



違反車両の発見にご協力をお願いします！

標識や看板の設置があるにもかかわらず、規制時間内にスクールゾーンを走行する車両が後を絶ちません。これは道路交通法に違反しています。発見の際は

◆車種・色 ◆ナンバー ◆発見時刻

を控えて、新堀小（042-493-7551）までご連絡下さい。新座警察署への通報を検討いたします。

また、登下校の際に、スピードの出し過ぎなど、危険な運転をしている車両を目撃された場合もご連絡ください。

子供たちを事故から守るため、皆様のご協力をお願いいたします。

スクールゾーンの通行を許可されている車もあります

社会生活上やむを得ない理由により、指定時間内にスクールゾーンを通行することが必要な場合、新座警察署から通行許可を受けることができます。

通行を許可された車両は「通行禁止道路通行許可証」をフロントガラスに掲示しています。

◆地域の方々の見守り活動をご紹介します◆

●シルバー27地区（1班～5班）●

- ・新堀1丁目：憩いの森付近で見守り（1・2班）
- ・新堀2丁目：ふれあいの家前で見守り（3・4班）
- ・新堀3丁目：こばとの森幼稚園付近交差点前で見守り（5班）
（毎週水曜日 14：50～16：00）

・赤い帽子
・緑の腕章
・緑のベスト
を着用して
活動しています

●新堀1丁目町内会●

憩いの森付近で、児童の下校を見守り
（毎週月曜日 1年生の下校時（14：50～）

●新堀2丁目自治連合会●

通学路に立ち、児童の下校を見守り
（毎日 15：00～1時間位）

●新堀3丁目町内会●

3コースのうち1コースでパトロール・危険箇所の点検・ゴミ拾い
（毎月第2・4月曜日 15：30～）

・緑の腕章
・緑のベスト
（ない場合あり）

を着用して
活動しています

●わんわんパトロール（2丁目・3丁目）●

犬の散歩の際「わんわんパトロール」の腕章をつけて見守り

犯罪や危険運転に子供が巻き込まれることが増えている今、地域の見守り活動は、子供たちの安全を守る大きな力となっています。

子供たちや保護者の皆様が、交通指導員さんや地域の方々の顔を覚えて挨拶することが、防犯や交通事故の防止につながります。

見守り活動をしてくださっている方に会ったら
「こんにちは」「いつもありがとうございます」
と、大きな声であいさつをしましょう。